

第 2 号（令和 6 年 1 2 月 1 8 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 6 年 1 2 月井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 6 年 1 2 月 1 8 日午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 6 年 1 2 月 1 8 日午前 1 1 時 3 0 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄	10 番	木村	武壽

欠席議員

な し

会議録署名議員の氏名

1 番	木村	健太	5 番	田中	保美
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸			

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

参	与	関西	浩二
教 育 長		中田	邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱		花木	秀章
安心・安全推進課長		菱本	嘉昭
税 務 課 長		木田	ゆかり
保 健 医 療 課 長		中谷	誠
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務		畑中	博之
産 業 環 境 課 長 ・ 自然休養村管理センター館長兼務		奥山	英高
同和・人権政策課長		西島	豊広
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		寺井	佳孝
企画財政課参事		吉岡	正博

参	与	西垣	義郎
理事兼学校教育課長事務取扱		木村	恵理
総 務 課 長		平間	克則
企 画 財 政 課 長		高江	裕之
会計管理者・会計課長兼務		岩村	恭子
高 齢 福 祉 課 長		坂井	幸一郎
建 設 課 長		辻井	祐介
上 下 水 道 課 長		仁木	崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務		林田	夕加
学校給食センター所長		梶田	篤志
学校教育課参事		北川	拓男

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 6 年 1 2 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 6 年 1 2 月 1 8 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 48 号 令和 6 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 3 議案第 49 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 4 議案第 50 号 令和 6 年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）
- 第 5 議案第 51 号 令和 6 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 6 議案第 52 号 令和 6 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 7 議案第 53 号 令和 6 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 8 議案第 54 号 令和 6 年度井手町下水道事業会計補正予算（第 3 回）
- 第 9 議案第 55 号 工事請負契約変更について同意を求める件
- 第 10 議案第 56 号 財産取得について同意を求める件
- 第 11 発議第 4 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- 第 12 議員派遣の件
- 第 13 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから令和6年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第49号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第56号、財産取得について同意を求める件までの8件の議案が追加提案として提出されております。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、木村健太議員、5番、田中保美議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、議案第48号、令和6年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第48号、令和6年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,136万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,739万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。なお、今回の補正につきましては、令和5年度の国民健康保険特別会計決算剰余金の一部基金積立て及びシステム改修及び交付金等の返還金に要する所要額の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。５款繰入金、補正前の額 7, 474 万 7, 000 円、補正額 27 万 1, 000 円、計 7, 501 万 8, 000 円であります。

６款繰越金、補正前の額 1, 000 円、補正額 3, 109 万円、計 3, 109 万 1, 000 円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 9 億 5, 603 万円、補正額 3, 136 万 1, 000 円、計 9 億 8, 739 万 1, 000 円であります。

次に、４ページをお開きください。

歳出であります。１款総務費、補正前の額 832 万 3, 000 円、補正額 2, 927 万 1, 000 円、計 3, 759 万 4, 000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 2, 927 万 1, 000 円であります。

６款諸支出金、補正前の額 180 万 1, 000 円、補正額 209 万円、計 389 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 209 万円です。

以上、歳出合計、補正前の額 9 億 5, 603 万円、補正額 3, 136 万 1, 000 円、計 9 億 8, 739 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 3, 136 万 1, 000 円です。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

２番（谷田健治）　質問いたします。ページで言いますと 6 ページです。

6 ページの歳出のところで、一般管理費、積立金が計上されています。2, 900 万円となっています。これはいつも積み立てていっているんですけども、これまでの積立金額と、今回これを積み立てた合計は一体幾らになるのでしょうか。そのことを伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）　基金の積立額でございますが、今回 2, 900 万円を積立てたしまして、合計 1 億 1, 000 万円となります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 1 億 1, 0 0 0 万円という、私たちから見れば非常に高額な国保の積立金があるということですね。これは毎年増えていっています。過去には赤字のときがあったとお聞きしているんですけども、広域化になってからこういう傾向になっているとお聞きしたんですが、1 億 1, 0 0 0 万円というのはあまりにも大きな金額だと思います。令和 5 年度の国保税の収入、住民の皆さんから集めた税金ですよ。これは 1 億 3, 0 0 0 万円だったと思うんです。それをはるかに超える金額が積み立てられている。国保の加入者は、井手町では 1, 4 0 0 人台です。1, 5 0 0 人おられません。世帯にしても 1, 0 0 0 世帯ないんですね。9 5 0 世帯台だったと思います。9 5 4 世帯、2 7. 6 %という数字を僕は持っているんですけども、これはどんどん今積み上げてきているんですよ。

その積み上げている理由は、私は今までの質問の中で、単年度会計なんだから、国保に加入しておられる方にある程度還元するということが必要ではないかという質問を何回かやっているんですが、そのたびに、小さな町であると。そういう中で、高額な医療費が発生した場合について積み立てておく必要があるんだと。それから、一般会計から法定外繰入れを今までしていた、そういうことのないようにするために積み立てているんだという回答をずっと頂いているんですが、一体幾らまで積み立てようとしているんでしょうか。来年のこと、本年度のことは分かりませんが、傾向としてはいつも黒字になってきているわけですね。では、長期的な見通しで見て、いつまで、どれぐらいの金額が積み立てられたら、懸念されておる、小さな町だとか医療費が非常に多くなったということは解消されるんですか。その見通しについてお伺いします。

それともう一つ、これだけ積立額が多くなれば、当然、町民の皆さんに還元する必要があると思うんです。いつも引き上げるときはぼんと引き上げるんですけども、減らすということについても一定考える必要があるのではないですか。国保は非常に高いという声があります。例えば、井手町では前年度収入が激減したときに、国保というのは前の年度での税金で決まるわけですから、他の自治体では減免制度をつくっているんですよ、そういう方に

対しては減らすという。また、ほかに言いますと、未就学児の均等割をゼロにすると。こんなことはすぐできると思うんです。そんなに金額はかからないと思います。残念なことに、子どもは減ってきているわけですから。そういうことも踏まえて。

その２点です。１点目は、いつまでこれを続けていくつもりなのか。幾らたまったら安心だと考えておられるのか。二つ目は、余っているお金ですね、黒字になった分については住民に還元すべきだと。その方法として減免の制度などをつくるべきではないかという、二つの質問についてお伺いいたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西垣参与。

参与（西垣義郎） まず、国保会計につきましては、令和２年度から単年度黒字を達成しているんですけれども、これは国保の保健事業の取組の成果でありましたり、様々な、町で実施しております健康づくりの事業、例えば、府内では異例の全く自己負担なしでがん検診を受けられるなど、そういうふうな様々な事業の成果でありましたり、特にこの間、コロナ禍における被保険者の受診動向として、受診抑制があったということから、結果として、それだけではありませんけれども、様々な要因によりまして、１人当たりの医療費がこの間、抑制されていたという結果から、単年度黒字が達成された経過がございます。

ただ、令和３年度から再びコロナ禍以前のように、１人当たり医療費が上昇傾向になっておりまして、現在も医療費の上昇傾向は継続しております。過去、１人当たり医療費が府内でもトップクラスの医療費水準であったことがありました。小規模の自治体ということから、１人当たりの医療費が非常に変動しやすいという中で、１人当たり医療費が非常に高い数字になったときに、私どもは国保会計だけを見て国保料率を上昇させたかといいますと、今までから何度も答弁させていただいていますように、累計で１億数千万円を一般会計から法定外の繰り入れをしまして国保料を抑制してきたというような経過がございます。

そういう中で、特に１人当たり医療費の上昇は、当該年度なり翌年度ではなくて、翌々年度以降の府への負担金として反映されるということもありますので、現在の１人当たり医療費の上昇傾向は、これから府への負担金に反

映してくるという状況がありますので、現時点で国保料を引き下げたりするというのは、まずはできないと。

そして、負担金が大幅に上昇したときに国保財政の中で賄っていくために、基金に今のこの状況の中では積み立てていって、いざというときに大幅な国保料率の引上げにならないように取り崩していきたいと考えておりますので、まず1点目、当面、来年度以降の決算ももちろんございますが、今の状況を継続していきたいと考えております。そういう中で、できる限り現行の保険料水準の維持、また、様々な軽減措置も含めて現行水準を維持して、安定的な国保財政の運営に努めたいと考えているところでございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 考え方については分かるんですけども、住民からすれば、これだけ基金があるのに国保料は高いという感覚ですね。それは十分私も理解できますので、今の答弁に納得はしていません。

あと、減免制度はやっぱりつくるべきだと思うんです。そういう制度をつくって、それと、未就学児のことも先ほど言いましたけれども、子どもの数が減ってきているわけですから、こういうところもすぐゼロにしてほしいと思うのと、もう1点、これは要望として、考えていただきたいのは、資産割というのが国保の中にあると思うんです。従来、いわゆる田舎の地域、市町では資産割をしているところが多かったんですが、それをしていないところがずっと増えてきているんですよ。例えば、家が大きい、大きな田畑を持っている、山を持っているなどというところ、税金が高いですよ。それに基づいて井手町も国保に税金を徴収するときの率を掛けているわけですね。そういうのは今、全京都府下的に見ても、あまりないんですよ。ただ、それをやめることによって国保全体がどうなるかという見通しも要ると思うんですけども、ぜひ資産割のところについては今後検討していただきたいと思います。

もう1点質問いたします。これはマイナ保険証に関わってです。

9月の答弁の中で、12月2日以降、保険証は発行しない。これは全国的にたくさんPRもされていて、周知もできてきているんですが、そのときに、現在の保険証は有効期限が切れるまで使用可能だと。有効期限が切れたときには、新規加入される方については資格確認書を交付する。同時に短期被保

険者証も廃止になると答弁いただいています。ただ、短期被保険者証については、9月の時点では、10月1日から3月31日まで発行しますという答弁を頂きました。それ以降はどうなりますか。3月31日になったら短期被保険者証は発行されないのかということ。そのことが1点です。

それから、12月2日以降今日まで、まだごく僅かの日数しかたっていませんが、この間に資格確認書を交付した人数、おられたら何人おられるのか。何世帯、何人かです。

それから、12月2日以降に、有効期限切れで資格確認書を交付した人がおられるのか。何世帯、何人かということをお伺いいたします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) まず、短期被保険者証が今現在、来年の3月31日までの有効期限を交付しておりますけれども、それが切れると、短期被保険者証自体はなしになるということでございます。

それから、12月2日以降、資格確認書を交付した方は、正確な数字は今持ち合わせてございませんが、10人ぐらいは新規に加入してきておられる方がおられますので、その方に交付しております。

あと、有効期限切れというのは、今現在、既に参加されておられる方は来年の12月1日まで出していますので、まだ有効期限は切れていないということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 短期被保険者証が廃止されると、滞納しておられる方などは、医療は一体どうなるんでしょうか。ちょっとイメージが持てないんですけれども。3月31日で切れるわけでしょう。そうしたら短期被保険者証はないと。そうしたら、医療機関を受けるときに短期被保険者証を持っていきませんよね。その方の医療はどうなるのか。そのイメージが持てないので、どうなるのかを伺いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 3月31日で切れた段階で、マイナ保険証を登

録されている方はマイナ保険証でいけます。登録されていない方は、その段階で資格確認書を発行させていただきます。その期限は今の保険証と同じ、来年の令和7年12月1日までの資格確認書を交付させていただきます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第48号、令和6年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第49号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第49号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。なお、今回の改正につきましては、本年8月の人事院勧告に基づく給与改定に関する関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、6ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1358、第17条、期末手当の規定でありまして、一般職の職員の給与に関する法律等、以下、給与法等と申し上げます。において1

2月の期末手当の支給率の改正に伴う条文の整備であります。

その下、1360ページ、第18条、勤勉手当の規定でありまして、これと同じく給与法等において12月の勤勉手当の支給率が改正されたことに伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。7ページでございます。

例規ページ数1361－52ページ、別表第2、給料表でありまして、これも同じく給与法等の改正に伴う給料表の整備であります。

それでは、13ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、給与法等において12月の期末手当の支給率の改正に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、特別職の職員の給与に関する法律等、以下、特別職給与法と申し上げます。において12月の期末手当の支給率の改正に伴う条文の整備であります。

16ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282、第5条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法等において12月の期末手当の支給率の改正に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど6ページでご説明いたしました第1条関係からの改正となります。

例規ページ数1358、第17条、期末手当の規定でありまして、給与法等において6月及び12月の期末手当の支給率を同率とする改正等に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。例規ページ数 1 3 6 0、第 1 8 条、勤勉手当の規定でありまして、先ほどの 1 7 ページと同様に、6 月及び 1 2 月の勤勉手当の支給率を同率とする改正等に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 6 条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど 1 3 ページでご説明いたしました第 2 条関係からの改正となります。

例規ページ数 9 2 0、第 8 条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、給与法等において 6 月及び 1 2 月の期末手当の支給率を同率とする改正に伴う条文の整備であります。

次のページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 7 条関係）でありまして、井手町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど 1 4 ページでご説明いたしました第 3 条関係からの改正となります。

例規ページ数 1 3 3 2、第 7 条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法等において 6 月及び 1 2 月の期末手当の支給率を同率とする改正等に伴う条文の整備であります。

2 2 ページをご覧ください。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 8 条関係）でありまして、井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。なお、先ほど 1 6 ページでご説明いたしました第 4 条関係からの改正となります。

例規ページ数 1 2 8 2、第 5 条、期末手当の規定でありまして、特別職給与法において 6 月及び 1 2 月の期末手当の支給率を同率とする改正に伴う条文の整備であります。

それでは、4 ページをご覧ください。下の方でございます。

附則でございます。

1 項、施行期日等の規定であります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条から第 8 条までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 項につきましては、第 1 条関係から第 4 条関係までの条例の一部改正については令和 6 年 4 月 1 日から適用するという規定でございます。

3 項につきましては、これまで支払った給与の内払いであるという規定でございます。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　質問です。今の提案は 8 月 8 日の人事院勧告ですね。その後、京都府の人事委員会の方も報告、勧告をして、それを受けての給与改定ということで提案されていると理解しています。それで、人事院勧告が今日提案されていることにどのように反映されているのかということをここで審議することが必要だと思いますので、幾つか質問させていただきます。

一つは、本年度の 8 月 8 日の人事院勧告の内容です。毎年、特徴的なことがあるんですが、本年度についてはどのような特徴があったのか。そのことについて、まず 1 点目です。

それを受けて、当町はどのような立場でここに反映したのか。大まかなことで結構ですので、どういう反映のさせ方をしているのかということを伺います。その 2 点です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目の今回の人事院勧告の内容でありますけれども、まず給与改定関係でありまして、月例給につきまして、民間企業の賃上げの状況を反映して、月例給は約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップと言われております。全体では率にして 2.76% の引上げということでございます。特に若年層に重点を置きつつも、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定ということになっているのがまず 1 点ございます。

次に、ボーナス、いわゆる期末・勤勉手当につきましても、これまで年間で 4.50 月分でありましたものが 4.60 月分ということで、期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分、合わせて年間 0.1 月分の引上げとなっているということでございます。

そのほかにも、給与制度のアップデートの勧告というのもございまして、こちらにつきましては、先ほども申しましたように、俸給、特に初任給、若

年層の水準の大幅引上げがございますが、そのほか地域手当につきましても、都道府県単位というふうにして、級地を５段階に削減の上で最新民間賃金を反映するというようなことが言われております。

そのほか、通勤手当に関しまして、支給限度額の引上げでありましたり、扶養手当、こちらは配偶者に係る手当を廃止して、子に係る手当を増額するというようなことも言われております。

そのほか、管理職の平日深夜勤務に対する手当の拡大などが言われておりますけれども、そういった内容が８月８日の人事院勧告では示されたところであります。

これに伴いまして、本町では今回、条例の改正も提案させていただいているんですけれども、改善というか、どういうものを適用しているかにつきましては、人事院勧告に基づきまして給料表を全て改定しております。例えば高校卒でありましたら、初任給１級の５号でありますけれども、これまで１６万６,６００円でありましたものが、今回の改定に伴いましては１８万８,０００円ということで、２万１,４００円の増額になる。こういったところでの給料表の改定を行っております。

また、期末・勤勉手当につきまして、これまで年間の支給月数、先ほども申し上げました４．５月分でありましたけれども、今回４．６月分と、年間で０．１月分引き上げているというようなことが現在、井手町の給与条例で提案させていただいているところであります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

２番（谷田健治） もう少しお聞きしたいんですが、今、高卒の初任給の金額を言っていただきました。提案されている議案書の７ページの給料表の１級の５号、これで１８万８,０００円というのが引き上がった部分だと思います。確かに現在の給料表でいくと、１級の５号は１６万６,６００円です。これは町職員の募集のチラシやホームページにも今この金額が載っているわけですね。それから、大卒の場合は、１級の２５号が町職員の方の給与になっています。これも１９万６,２００円が引き上がっているんですが、全体に見たとき、給料表も全体に引き上がっているとおっしゃっているんですが、井手町の職員の方の給与は府下の他の町村と比べてやっぱりまだ低いんです

よ。ラスパイレス指数で言いますと、今年は府下で言うと下から３番目になりました。それまでは一番低かったわけです。低い賃金に置かれていると。そういう意味では、今回の人事院勧告で一定引き上げたことはあるんですけども、それでも他の市町と比べると低い状況にあると思います。

そういう中で、特に低いわけですが、それ以外に、先ほども地域手当のことが今回の人事院勧告で、報告の中に入っているとおっしゃっていただきましたが、人事院勧告では都道府県単位で原則一律化の方針を打ち出しました。今まで京都市何％、宇治市何％という形でやっていたのが、そうではなくて、それをやると地域間格差が出るということで、人事院勧告では一律、都道府県一本だということを打ち出したわけです。けれども、今それをやると、それぞれ下がるところもあるわけですよ。例えば、京都市の場合は下がるんです。井手町の場合は今既にないわけですから、上がるんです。８％、一気に上げることはなかなかどうかと思いますけれども、そういう中で、地域手当について井手町はどういうふうを考えておられるのか。

府の人事委員会の勧告では、独自の対応を踏まえて一気に国の人事院勧告どおりにやるということはいろいろ混乱が起これと。例えば、京都市は下がってしまうわけですから。それから、一定、京都府の地域手当の在り方について検討を進めていくと言っているわけです。井手町もやはり地域手当、人事院勧告でそういう方向が出ているわけですから、流れとしては、井手町の職員の皆さんに地域手当は必要だという、必要といいますか、それでもなくても全般にベースが低いわけですから、働いている人に対する応え方を僕はすべきだと思いますが、この地域手当は今後どのように対応していくのかということ。今年の人事院勧告での一つの特徴ですので、井手町としての考え方は今お持ちでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 先ほどの地域手当の関係でございます。

本町といたしましては、これまでから人事院勧告が、もちろん労働基本権の代償措置でございますので、それに基づいて、下がるときも人事院の形、上がるときも人事院の形ということで、もちろん組合とも合意しながら取り組んできております。今回この条例については、その部分については、昨日法案が通ったところでございますので、法案の例自体がこちらで入手できま

せんので、今回に限っては給与改定の部分のみの提案をさせていただいておりますけれども、その辺りが分かり次第、私どももまた議会の方に提案させていただけたらとは考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9 番（岡田久雄） これによって年間どれぐらいの影響額が本町で出てくるのか。それをお聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） 年間の影響額でございますけれども、今回のもので申しますと、今回も一般会計の補正予算でご提案させてもらうんですが、例えば正規職員で申しますと、一般会計としまして、今回でしたら給料で1,169万円程度がその差額となっております。また、期末・勤勉手当では979万9,000円、これぐらいの規模の差額が引き上げられていることになっておりまして、また、会計年度任用職員につきましてもこういったものを適用させていただきますので、報酬という形になりますけれども、約1,900万円程度引き上げられるということでございますし、期末・勤勉手当につきましても820万円程度引き上げられるということでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 議案第49号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について討論いたします。

議案第49号は、8月の人事院勧告に基づき国家公務員給与が改定されるのに準じ、本町の一般職員、会計年度任用職員、特別職、議員の給与改定を

提案するというものです。

今回の人事院勧告の内容は、昨年を上回るベア勧告であると同時に、俸給表は、初任給、若年層だけでなく再任用職員を含む全体の改善や、期末手当の改善を含む一時金の引上げを行うというものです。しかし、今回の俸給引上げ額は、この間の物価高による生活悪化の改善には極めて不十分と認識しております。

井手町職員の皆さんの給与は、他の自治体職員の給与と比較すると低い水準に置かれています。ラスパイレス指数は、令和４年は府下最低の９３．４％でした。令和５年４月１日のラスパイレス指数は９４．３％で、最低ではなくなりましたが、府内町村平均の９６．８％を下回っています。また、初任給が近隣自治体と比較しても低く、このことは人材確保の面からも引き上げるべきです。

特別職や議員の給与について、期末手当は支給されますが、勤勉手当は支給ではありません。本年度も、期末手当の算出に当たっては、一定の額を加算し支給額を引き上げています。町長などの特別職は３５％、１００分の３５、議員は１５％、１００分の１５を加算し、それに月数を掛けているというやり方を取っております。このようなやり方は納得できません。

井手町職員の皆さんには、多くの自治体で支給されている地域手当の支給はありません。このことは、職員給与の水準を引き下げるだけでなく、地方自治体の人材確保などにも悪影響を与えるものであります。井手町にとっても大きな課題であり、改善を求めます。

今回の改正については、内容の全てに賛成できるものではありませんが、昨年度に比べ初任給の賃金が改善されるとともに、全体の俸給表の改定を行ったことを踏まえ、全体としては賛成の立場であることを述べて、討論を終わります。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第４９号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第４９号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第50号、令和6年度井手町一般会計補正予算(第5回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) それでは、議案第50号、令和6年度井手町一般会計補正予算(第5回)につきましてご説明申し上げます。

令和6年度井手町の一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億885万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,397万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額5億5,345万8,000円、補正額5,077万5,000円、計6億423万3,000円であります。

20款繰越金、補正前の額4,907万9,000円、補正額5,807万5,000円、計1億715万4,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額54億3,512万7,000円、補正額1億885万円、計55億4,397万7,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、補正前の額6,908万7,000円、補正額73万1,000円、計6,981万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の73万1,000円であります。

2款総務費、補正前の額12億7,450万6,000円、補正額1,822万2,000円、計12億9,272万8,000円、財源内訳といた

しまして、一般財源の１，８２２万２，０００円であります。

３款民生費、補正前の額１２億４，８１７万６，０００円、補正額７，２３９万２，０００円、計１３億２，０５６万８，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の５，０７７万５，０００円、一般財源の２，１６１万７，０００円であります。

４款衛生費、補正前の額３億５，９９７万円、補正額３３２万１，０００円、計３億６，３２９万１，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の３３２万１，０００円であります。

６款農林水産業費、補正前の額１億２，９５６万７，０００円、補正額１６２万４，０００円、計１億３，１１９万１，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１６２万４，０００円であります。

７款商工費、補正前の額６，７１８万１，０００円、補正額２５万円、計６，７４３万１，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の２５万円であります。

８款土木費、補正前の額５億３，８３６万７，０００円、補正額１９３万２，０００円、計５億４，０２９万９，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の１９３万２，０００円であります。

９款消防費、補正前の額２億８，９２７万５，０００円、補正額５９万２，０００円、計２億８，９８６万７，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の５９万２，０００円であります。

１０款教育費、補正前の額６億５，１５３万３，０００円、補正額９７８万６，０００円、計６億６，１３１万９，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の９７８万６，０００円であります。

以上、歳出合計、補正前の額５４億３，５１２万７，０００円、補正額１億８８５万円、計５５億４，３９７万７，０００円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の５，０７７万５，０００円、一般財源の５，８０７万５，０００円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 私の方からは大きく 2 点ですけれども、10 ページの物価高騰対応重点支援給付金についてお尋ねします。

これの対象となる方の条件と対象者数、給付金額、その給付の手続等の方法、そして可決された際の給付時期についてお尋ねします。

同じく、11 ページの物価高騰対応重点支援子育て世帯給付金につきましても、対象となる方の条件と対象者数、給付金額、給付方法、手続、そして給付時期についてお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 脇本議員のご質問でございます。

今回の給付金は、どちらにつきましても、昨日、国の方で予算が成立したということで、制度の詳細がいまだ不明な部分が多くございます。そういう中での今回の補正予算の提案ということでございますが、まず、条件につきましては、1 点目の物価高騰対応重点支援給付金は令和 6 年度の住民税の非課税の方が対象ということでございまして、今現在、概算で 1,500 世帯を見込んでおります。そちらの方に対して 1 世帯当たり 3 万円の支給ということになってまいります。支給の方法と時期につきましては、先ほど申しましたとおり、手元にまだ詳細がございませんので、今後は国の示される通知に従って対応してまいりたいと考えております。

2 点目の子育て世帯の給付金につきましても、非課税世帯の子育て世帯で、子ども 1 人当たり 2 万円が加算されるということで、本町では現在、概算で 200 名を見込んで予算計上させていただいております。支給の方法や時期につきましては、先ほどと同様でございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 同じところで質問なんですけど、物価高騰対応重点支援給付金ですけれども、これまでコロナ禍以降何回か国が支援金等を給付したりしていたわけですね。2022 年、年度が替わると正確ではないかもわかりませんが、5 万円給付されたときがあったんです。そのときは、非課税世

帯の方で、その方が息子の扶養になっているという方があると思うんです。そういう場合は給付されなかった、もらえなかったということを住民の方から。同じ非課税世帯の人で、支給された方と、されていなかった方がおられたんです。

その次、2023年は3万円給付のときがあったんですけども、これは、世論的に、非課税の世帯ばかりに給付しているではないかということで、定額減税とセットで行われたんです。そのときは、2022年に給付されなかった方は給付されたんです。

その次、3回目になると思うんですが、2023年、年は替わるかもわかりませんが、7万円給付されたときがあるんです。そのときに、そういうことがあったから、この場合はどうなるのか、非課税の方が扶養に関係なくももらえるのかという質問をしたときに、国の方針に従うということで、結局この方はもらえなかった。この方については、もらえなかった、もらえた、もらえなかったとあるわけですね。

今回、先ほど述べられました3万円支給ですね。その方について、また国の方がという話だと思うんですが、どうなるんでしょうか。多分、役場にも問合せがあると思うんです。私はもらえるのか、もらえないのかと。その点について伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 今おっしゃいました扶養となっている方の支給の対象につきましても、現時点では全く不明な状況でございます。後日の国の通知に従って対応してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第50号、令和6年度井手町一般会計補正予算（第5回）を採決します。

議案第５０号は原案のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

（賛成者举手）

議長（奥田俊夫） 举手全員です。したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第５１号、令和６年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（举手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第５１号、令和６年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）についてご説明申し上げます。

令和６年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算（第２回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９５万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億８，８３５万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。なお、今回の補正につきましては、給与改定による人件費に要する所要額の補正であります。

それでは、３ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。６款繰越金、補正前の額３，１０９万１，０００円、補正額９５万９，０００円、計３，２０５万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額９億８，７３９万１，０００円、補正額９５万９，０００円、計９億８，８３５万円であります。

次に、４ページをお開きください。

歳出であります。４款保健事業費、補正前の額２，４１１万９，０００円、補正額９５万９，０００円、計２，５０７万８，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の９５万９，０００円であります。

以上、歳出合計、補正前の額９億８，７３９万１，０００円、補正額９５万９，０００円、計９億８，８３５万円、財源内訳といたしまして、一般財

源の９５万９，０００円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第５１号、令和６年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第５１号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。１１時１０分まで。

休憩 午前１０時５９分

再開 午前１１時０９分

議長（奥田俊夫） それでは、休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第６、議案第５２号、令和６年度井手町水道事業会計補正予算（第１回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第５２号、令和６年度井手町水道事業会計補正予算（第１回）につきましてご説明申し上げます。

第１条、総則の規定であります。令和６年度井手町水道事業会計の補正予算（第１回）は、次に定めるところによる。

第２条、収益的収入及び支出の規定であります。令和６年度井手町水道事

業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出であります。第1款水道事業費用、既決予定額1億4,379万9,000円、補正予定額44万9,000円、合計1億4,424万8,000円、第1項営業費用、既決予定額1億3,384万9,000円、補正予定額44万9,000円、合計1億3,429万8,000円であります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費、既決予定額1,002万5,000円、補正予定額44万3,000円、合計1,046万8,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。
議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。
これから、議案第52号、令和6年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第53号、令和6年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第５３号、令和６年度井手町介護保険特別会計補正予算（第２回）につきましてご説明申し上げます。

令和６年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第２回）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４３万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億４，６１０万２，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。なお、今回の補正につきましては、給与改定による人件費に要する所要額の補正であります。

それでは、３ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。７款繰入金、補正前の額１億７，３７０万７，０００円、補正額４３万５，０００円、計１億７，４１４万２，０００円であります。

以上、歳入合計、補正前の額９億４，５６６万７，０００円、補正額４３万５，０００円、計９億４，６１０万２，０００円であります。

次に、４ページをお開きください。

歳出であります。１款総務費、補正前の額１，５１７万７，０００円、補正額４３万５，０００円、計１，５６１万２，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の４３万５，０００円であります。

以上、歳出合計、補正前の額９億４，５６６万７，０００円、補正額４３万５，０００円、計９億４，６１０万２，０００円、財源内訳といたしまして、一般財源の４３万５，０００円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、７ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第53号、令和6年度井手町介護保険特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第54号、令和6年度井手町下水道事業会計補正予算(第3回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第54号、令和6年度井手町下水道事業会計補正予算(第3回)につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和6年度井手町下水道事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和6年度井手町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出であります。第1款下水道事業費用、既決予定額3億9,491万3,000円、補正予定額93万7,000円、合計3億9,585万円、第1項営業費用、既決予定額3億4,215万8,000円、補正予定額93万7,000円、合計3億4,309万5,000円であります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費、既決予定額1,265万円、補正予定額89万7,000円、合計1,354万7,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第54号、令和6年度井手町下水道事業会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第55号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、議案第55号、工事請負契約変更について同意を求める件についてご説明申し上げます。

町道29号線第2工区道路改良その10工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の対象、6道改第1号、町道29号線第2工区道路改良その10工事。2、変更契約金額、金1億1,975万4,800円、うち取引に係る消費税額、金1,088万6,800円。3、今回変更による増額、金1,926万1,000円、うち取引に係る消費税額、金175万1,000円。4、契約の相手方、京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1、ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体、株式会社ヤマダ、代表取締役、山田敬幸氏。5、契約の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の変更につきましては、現在進めております町道29号線の府

道側の大型ブロック積み工事の変更であります。主な変更内容としましては、残土処分費の増額であります。当初、残土処分については、他工事の盛土材として流用できないもの約2,500立方メートルを処分し、流用できるもの約3,000立方メートルについては仮置場への搬出を想定していましたが、実際に掘削したところ、ほとんどの土が盛土材として流用できない土質であったため、残土処分費を増額するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第55号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第55号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第55号は同意することに決定しました。

次に、日程第10、議案第56号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第56号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

イントラネット機器更新について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、１、取得する財産の名称、６企電第５号、イントラネット機器更新。２、取得金額、金４，１０６万１，９００円、うち取引に係る消費税額、金３７３万２，９００円。３、取得の相手方、京都市伏見区竹田西内畑町１９、株式会社三井田商事、代表取締役、井上智之氏。４、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回のイントラネット機器更新につきましては、平成３０年度に購入いたしました、現在職員が使用している業務用パソコン機器を更新するものであります。

また、契約の履行期間は、地方自治法の規定により、議会の議決の日の翌日から令和７年２月２８日までであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

２番（谷田健治）　パソコンの更新ということで今説明があったわけですが、何台更新されるのか伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之）　今回の更新台数につきましては、１７０台でございます。

議長（奥田俊夫）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第５６号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第５６号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第５６号は同意することに決定しました。

次に、日程第１１、発議第４号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を議題とします。

発議第４号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

１番（木村健太） １番、木村健太です。

発議第４号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書についてを会議規則第１４条第１項の規定により読み上げて提案させていただきます。

提出者、井手町議会議員、木村健太。賛成者、井手町議会議員、田中保美。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

昭和５４年（１９７９年）、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本も昭和６０年（１９８５年）にこの条約を批准した。令和６年（２０２４年）現在では、世界で１８９カ国が批准している。

さらに平成１１年（１９９９年）には、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成１２年（２０００年）１２月に発効している。令和６年（２０２４年）現在、条約批准国１８９カ国中、１１５カ国が同議定書を批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものであるが、男女格差を測る

「ジェンダーギャップ指数２０２４」では日本は１４６カ国中１１８位と低迷しており、国際的な水準にたって女性差別を解消するための手立てをとることは急務の課題である。

政府は第５次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国におかれては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

議員の皆さん、ご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発議第４号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を採決します。

発議第４号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第１２、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第１３、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出の

とおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもって令和6年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 木 村 健 太

署名議員 田 中 保 美